

令和6年度いじめ防止基本方針

～一人一人が輝き共に生きる力を育むため～

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格形成に影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残す人権に関わる重大な問題である。しかし、いじめはどの学校にも、どの学級にも起こり得るという認識の下、教育委員会、学校、家庭、地域、その他関係機関と連携して、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応及び組織的対応等に全力で取り組むものとする。

2 いじめの定義

いじめとは、子どもと一定の人間関係のある他の子どもが行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった子どもが精神的または肉体的な苦痛を感じるものをいう。

具体的ないじめには以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめの基本認識

いじめをなくすためには、日頃から個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち、指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、生き生きとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。いじめ問題に取り組むにあたり、いじめにはどのような特質があるかを十分認識し、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に取り組むことが必要である。

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の児童観や指導の在り方におおきな関わりをもっている。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

II いじめ対策委員会の設置

- 1 組織 校長、◎副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー
専科教諭 ※定例会（月1回）、必要に応じて緊急会議を開催
★印重大事態が発生した場合（いじめ対策委員会は調査組織になる）
◎校長 副校長、主幹教諭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー
教育委員会指導主事
- 2 役割
 - (1) 学校いじめ基本方針の策定 及び改訂
 - (2) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の策定、進捗状況の確認
及び定期検証。（P D C Aサイクルの取組の実施）
 - (3) 児童や保護者、地域への情報発信、意識啓発等
 - (4) いじめの未然防止、いじめの情報集約と対応
 - (5) 教職員の資質向上のための校内研修の実施
 - (6) 重大事態への対応

III いじめの未然防止

- 1 未然防止の考え方

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象にした事前の働きかけの取組を行うことが最も有効な対策となる。未然防止の基本は、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。児童の居場所づくりや、絆づくりを柱に学校づくり、学級づくりを進めていくことにより、全ての児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれ、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくことができる。
- 2 教員の指導力の向上と組織的対応
 - (1) 学校いじめ対策委員会の設置と、学校いじめ防止基本方針の策定
 - (2) いじめに関する研修の実施 年間3回の研修
 - (3) 「一人一人を大切にした分かりやすい授業づくり」すべての児童が参加し活躍できる授

業改善及び児童の人権に配慮した授業展開、授業規律の確立

(4) 教育相談体制の充実 スクールカウンセラーの活用

3 いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

- (1) 人権教育の基盤である生命尊重の精神を育むとともに、人権感覚を高める指導を全ての教育活動で推進する。
- (2) 児童が学級や学年で安心して生活し、学習できる居場所づくりとともに、児童同士が、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできる絆づくりを行う。
- (3) 道徳の授業を通して、児童が他者の気持ちを共感的に理解し、互いに人格を尊重する態度を養う。
- (4) 児童一人一人が授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、「分かった」「できた」ことで、自信をもたせるとともに、他者から認められている自己有用感や自己肯定感を育む。
- (5) 児童会（代表委員会）による児童集会の実施やいじめをなくす取組を行う。
- (6) 児童同士の「心の通うコミュニケーション能力」を育み、規律正しい態度で取り組む授業づくりや集団づくりを行う。
- (7) 児童の情報活用能力の向上を図り、情報モラルを育み、いじめの未然防止に努める。
セーフティ教室の実施（携帯電話、インターネットの安全な使用）

IV いじめの早期発見

いじめを早期に発見するためには、いじめられている児童、見ている児童などが、いじめの現状を発信しやすい環境づくりと、教職員や保護者などの大人が子どもからの発信を確実に受け止め対応することなど、的確な情報の受信と迅速な対応が必要である。

1 いじめの早期発見のポイント

- 児童のささいな変化に気付くこと。 ○気付いた情報を的確に共有すること。
- 情報に基づき、速やかに対応すること。

2 早期発見の具体的な取組

- (1) 児童の気になる変化や、悪ふざけなど気になる行為があった場合は、記録し教員が共有する。情報を集約し、必要に応じて関係者が集まりその後の対応や体制を整える。
- (2) 児童一人一人の健康観察や表情を見て声をかけるとともに、学級日誌、個人ノートや生活ノート、保健室での様子など様々な情報を意識的に収集して活用する。
- (3) 保護者と連携し、家庭で気になった様子を把握する。さらに、保護者からの相談を受け入れる体制や、地域からの情報を受け入れる体制を整える。
- (4) 日頃から児童の生活を把握するためのアンケートや定期的な個人面談を行う。「暴力を伴わないいじめ」については、年3回のいじめアンケート調査（いじめ解消・暴力根絶）を活用して情報収集を行う。アンケート結果に応じて、児童と面談を実施する。
- (5) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡をとる。また、欠席が続いている場合は家庭訪問や面談をして、児童の健康状態や生活の様子を把握する。
- (6) スクールカウンセラーへの相談や各種支援員、学生ボランティア等からの情報を集約し、いじめの早期発見に努める。
- (7) 地域の青少健委員会や十小サポーターズ、学校運営協議会等の会合で、地域からの情報

を収集するとともに、学童保育所や放課後学習教室（けやきクラブ）と連携を図る。

- (8) 相談箱の設置や「24時間いじめ相談ダイヤル」、「いじめ相談レター」など、教員に直接話すことをためらうような場合に役立てる。

V いじめの早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすること。いじめられている児童のケアを最優先に行い、加害児童の指導など、問題の解消まで学年及び学校全体で組織的に対応する。

1 いじめ発見時の事実確認・報告・相談

- (1) いじめの発見、通報を受けた場合には、職員が一人で対応せず、速やかに組織的に対応する。いじめ対策委員会での情報共有を行い、状況によっていじめの拡大・深刻化を未然に防げるように対策を立案する。
- (2) 悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で止めさせ、事実確認を行い加害児童へ適切に指導する。些細なことでも、記録を残して対応する。
- (3) 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に受け止める。いじめの疑いがある場合は、問題を軽視することなく、的確に把握する。

2 いじめの発見又は通報を受けての組織的な対応

発見又は通報を受けた職員は、校内の「いじめ対策委員会」に報告し組織的な対応を図る。委員会組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実確認を行う。被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応を行う。必要に応じて、教育委員会に報告又は支援を依頼する。

3 被害児童への対応

- (1) 被害児童を全力で守る。児童が安心して学校生活ができるよう必要な措置を行う。
- (2) 家庭訪問により、迅速に保護者へ事実関係を報告する。被害児童や保護者に対して、徹底して守ること、秘密を守ることを伝え、本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談に対応する。
- (3) スクールカウンセラーを活用し、継続的に心のケアに取り組む。
- (4) いじめが解消したと思われても継続して見守り、十分な注意を払いながら、折りに触れ必要な支援を行う。

4 加害児童及び保護者への対応

- (1) いじめた児童からは、複数の教職員で事実関係を聴き取り、いじめが確認された場合は組織的に対応し、いじめをやめさせ、再発防止の措置を講ずる。必要に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部の協力を得る。
- (2) 加害児童の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命や身体を脅かす行為であることを十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、加害児童が抱える問題など、いじめの背景に目を向け、児童の健全な人格の形成に配慮する。
- (3) 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して以後のいじめの状況に応じて、心理的な孤立感、疎外感を与えないように一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導を行う。

5 集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。また、はやし立てるなど同調した児童に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを伝える。
さらに、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育む指導を行う。
- (2) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

VI いじめ解消の**確認**

いじめが解消している状態とは、次の2つの要件が満たされていることを必要とする。

1. いじめにかかる行為が、少なくとも3か月以上止んでいる。
2. いじめの被害児童が心身の苦痛を感じていない。

被害児童や保護者が苦痛を感じていないかは面談等で確認する。

いじめが解消している状態とはあくまで一つの段階にすぎず、再発する可能性があり得ることを踏まえて、日常的に注意深く観察、指導する。

VII 重大事態への対応

1 重大事態の発生

- (1) 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや児童が自殺を企画した場合
身体に重大な傷害を負った場合
精神性の疾患を発症した場合等
- (2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安）
- (3) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

2 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断した場合

- (1) 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- (2) 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校に重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体）を設置する。
 - ・教育委員会指導主事、教育委員会相談員
 - ・関係機関（警察、児童相談所、子ども家庭センター等）
 - ・専門家（スクールカウンセラー、主任児童員等）
- (3) 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 学校は、被害児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- (5) 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- (6) 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。